

テキスト・マイニングを用いた方面委員による事例記録の分析(1)

An Analysis of the *Homen-iin* Case Records Using Text Mining (1)

坪井 真*

Makoto Tsuboi

I. はじめに

1. 研究目的

1917(大正6)年から1928(昭和3)年にかけて行政区画(道府県・市町村)単位の組織が設立された方面委員と類似した実践主体(以下「方面委員」と総称する)は「地域福祉の推進役として活動を展開している」民生委員児童委員の前身である(小松2006:272-273)。また、地域福祉研究の分野で方面委員とは、隣保相扶思想に基づく取り組み、セトルメント運動、慈善事業・社会事業の組織化(中央慈善協会・中央社会事業協会の設立)、農村社会事業と並ぶ「地域福祉の源流」(井岡2006:75-76)に位置づけられている。

一方、方面委員に関する研究では「方面委員の実践そのものから何がいえるのか」という分析視点に基づく研究、すなわち方面委員の実践に内在する特性を解析する研究が課題として残されている(坪井2007)。そこで本稿は、上記の研究課題を論及するため、方面委員による実践の内在的諸要素に対する外在的要因の影響を分析したい。具体的には、1934(昭和9)年から1942(昭和17)年にかけて発刊された『方面委員叢書』各号(全日本方面委員連盟1934-1942)の「方面委員取扱実例」「生業扶助実話」「一般取扱実話」「軍事扶助実話」「軍事援護実例」「一般取扱実例」「方面委員取扱進展実例」(以下、総称する場合は「事

例記録」という)の分析をとおして、方面委員による実践の内在的諸要素(①実践主体、②実践の対象者、③実践の内容、④実践の目的、⑤実践の方法)に対する外在的要因(①方面委員に関連する政策、②方面委員の組織的運動、③実践地域の特性、④所属組織の特性)の関連性と特徴を検討する。

2. 事例記録の特徴と分析方法

本研究が分析対象とする方面委員の事例記録(全日本方面委員連盟1934-1942)は、全日本方面委員連盟より発刊された『方面委員叢書』各号に掲載されたテキスト型データである(表1)。表1からも理解できるように、『方面委員叢書第一号』(1934)・『方面委員叢書第二号』(1935)・『方面委員叢書第十七号』(1941)は「方面委員取扱実例集」、『方面委員叢書第十九号』(1942)は「方面委員取扱実例集 まごころの記録」という副題が付いている。

一方、1938(昭和13)年発刊の『方面委員叢書』(第九号・第十号・第十一号)は「生業扶助実話(方面委員取扱)」(第九号)・「一般取扱実話(方面委員取扱)」(第十号)・「軍事扶助実話(方面委員取扱)」(第十一号)、1940(昭和15)年発刊の『方面委員叢書』(第十二号・第十三号・第十六号)は「軍事援護実例(方面委員取扱)」(第十二号)・「一般取扱実例(方面委員取扱)」(第十三

*社会福祉学部准教授

表1 分析対象とする方面委員の事例記録(全日本方面委員連盟1934—1942)

発刊年	事例記録が掲載された文献	事例記録が掲載された文献の副題
1934(昭和9)	方面委員叢書第一号	方面委員取扱実例集
1935(昭和10)	方面委員叢書第二号	方面委員取扱実例集
1938(昭和13)	方面委員叢書第九号	生業扶助実話(方面委員取扱)
1938(昭和13)	方面委員叢書第十号	一般取扱実話(方面委員取扱)
1938(昭和13)	方面委員叢書第十一号	軍事扶助実話(方面委員取扱)
1940(昭和15)	方面委員叢書第十二号	軍事援護実例(方面委員取扱)
1940(昭和15)	方面委員叢書第十三号	一般取扱実例(方面委員取扱)
1940(昭和15)	方面委員叢書第十六号	方面委員取扱進展実例集
1941(昭和16)	方面委員叢書第十七号	方面委員取扱実例集
1942(昭和17)	方面委員叢書第十九号	方面委員取扱実例集まごころの記録

号)・「方面委員取扱進展実例」(第十六号)という副題が付いている。

また、『方面委員叢書』各号に掲載された事例記録は方面委員の個人名と所属組織の行政区画(道府県および東京市)が記載されている。そこで、方面委員の組織特性類型を設定し、事例記録に示された異なるタイプ、すなわち「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」「進展事例」(以下、左記のタイプを「内容類型」という)²¹⁾に基づき分類する。

(1) 方面委員の組織特性類型

本稿は、プール代数に基づく質的比較分析(以下「質的比較分析」をいう)²²⁾を用いて行政区画(道府県)単位の組織特性を分析する。

まず、設立当初における各行政区画(47道府県)の「組織の設立主体」「委員の名称」「行政区画の規模」を『方面委員二十年史』(全国方面委員連盟1941)、『民生委員制度七十年史』(全国民生委員児童委員協議会1988)に基づき整理した。その結果が表2の当該項目である。

次に、比較分析のプロセスとして類型化の基準となる変数を設定する。変数は、表2の項目に基づき、①最初の組織を設立した主体(設立主体)、②設立当初の委員の名称、③設立当初の行政区画(道府県もしくは市町村)の規模である。さらに各変数を記号化し、2値データ(1もしくは0)の基準を設定する(表3)。

表3の2値データに基づき、実際のデータを整理した結果が表4である。そして、表4の①(組織の設立主体)・②(委員の名称)・③(行政区画)に基づき、行政区画(道府県)単位の分析対象組織を類型化した結果、下記のような8類型に分類された(表5)。

〔類型Ⅰ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が道府県である。(19行政区画が該当)

〔類型Ⅱ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が道府県である。(10行政区画が該当)

〔類型Ⅲ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が市町村である。(8行政区画が該当)

〔類型Ⅳ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が道府県である。(5行政区画が該当)

〔類型Ⅴ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が市町村である。(2行政区画が該当)

〔類型Ⅵ〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員以

表2 各行政区画(47道府県)を単位とした方面委員組織の特性

行政区画	最初の組織が 設立された年	組織の設立主体 (設立当初)	①	委員の名称 (設立当初)	②	行政区画の規 模(設立当初)	③
岡山県	1917(T6)	岡山県	1	济世顧問	0	道府県	1
東京府	1918(T7)	東京府慈善協会	0	救济委員	0	道府県	1
大阪府	1918(T7)	大阪府	1	方面委員	1	道府県	1
埼玉県	1919(T8)	埼玉共済会	0	福利委員	0	道府県	1
兵庫県	1919(T8)	兵庫県	1	救護視察員	0	道府県	1
青森県	1920(T9)	青森共済会	0	共済委員	0	市町村	0
神奈川県	1920(T9)	横浜市	1	方面委員	1	市町村	0
京都府	1920(T9)	京都府	1	公同委員	0	道府県	1
広島県	1920(T9)	広島市	1	方面委員	1	市町村	0
長崎県	1920(T9)	長崎市	1	方面委員	1	市町村	0
岐阜県	1921(T10)	岐阜県	1	奉仕委員	0	道府県	1
滋賀県	1921(T10)	市町村自治協会	0	保導委員	0	道府県	1
北海道	1922(T11)	北海道	1	保導委員	0	道府県	1
福島県	1922(T11)	福島県	1	共済委員	0	道府県	1
石川県	1922(T11)	石川県	1	社会改良委員	0	道府県	1
静岡県	1922(T11)	静岡県	1	方面委員	1	道府県	1
群馬県	1923(T12)	伊勢崎町	1	方面委員	1	市町村	0
新潟県	1923(T12)	新潟市	1	方面委員	1	市町村	0
富山県	1923(T12)	高岡市	1	方面調査委員	0	市町村	0
長野県	1923(T12)	長野県	1	方面委員	1	道府県	1
愛知県	1923(T12)	愛知県	1	方面委員	1	道府県	1
三重県	1923(T12)	三重県	1	方面委員	1	道府県	1
鳥取県	1923(T12)	鳥取県	1	共済委員	0	道府県	1
香川県	1923(T12)	私立鷄鳴学館	0	方面委員	1	市町村	0
鹿児島県	1923(T12)	県社会事業協会	0	保導委員	0	道府県	1
栃木県	1924(T13)	県社会事業協会	0	補導委員	0	道府県	1
山口県	1924(T13)	宇部市	1	方面委員	1	市町村	0
愛媛県	1924(T13)	愛媛県	1	方面委員	1	道府県	1
佐賀県	1924(T13)	県社会事業協会	0	方面委員	1	道府県	1
宮城県	1925(T14)	宮城県	1	奉仕委員	0	道府県	1
山形県	1925(T14)	山形県	1	方面委員	1	道府県	1
福岡県	1925(T14)	福岡県	1	方面委員	1	道府県	1
岩手県	1926(T15/S1)	盛岡市	1	方面監察委員	0	市町村	0
茨城県	1926(T15/S1)	茨城県	1	方面委員	1	道府県	1
和歌山県	1926(T15/S1)	和歌山県	1	社会匡済委員	0	道府県	1
秋田県	1927(S2)	秋田県	1	方面委員	1	道府県	1
千葉県	1927(S2)	千葉県	1	方面委員	1	道府県	1
山梨県	1927(S2)	山梨県	1	方面委員	1	道府県	1
奈良県	1927(S2)	奈良県	1	方面委員	1	道府県	1
徳島県	1927(S2)	徳島市	1	方面委員	1	市町村	0
高知県	1927(S2)	高知県	1	方面委員	1	道府県	1
熊本県	1927(S2)	熊本市	1	方面委員	1	市町村	0
大分県	1927(S2)	大分県	1	方面委員	1	道府県	1
福井県	1928(S3)	福井県	1	方面委員	1	道府県	1
鳥根県	1928(S3)	鳥根県	1	方面委員	1	道府県	1
宮崎県	1928(S3)	宮崎県	1	方面委員	1	道府県	1
沖縄県	1928(S3)	沖縄県	1	方面委員	1	道府県	1

備考：本表の詳細は、巻末の注3に記した。

表3 分析対象組織の組織特性（2値データ）

O	設立当初における「組織の設立主体」が、行政機関（道府県・市町村）である場合は1、行政機関以外の組織である場合は0。
N	設立当初における「委員の名称」が方面委員である場合は1、方面委員以外の名称である場合は0。
W	設立当初における「行政区画」の規模が道府県である場合は1、市町村である場合は0。

表4 分析対象組織の類型

類型	o	n	w	度数	該当する行政区画（道府県）
I	1	1	1	19	大阪府 静岡県 長野県 [愛知県] 三重県 [愛媛県] 山形県 福岡県 茨城県 秋田県 千葉県 山梨県 奈良県 高知県 大分県 [福井県] [島根県] [宮崎県] [沖縄県]
II	1	0	1	10	岡山県 兵庫県 京都府 岐阜県 北海道 福島県 石川県 鳥取県 宮城県 [和歌山県]
III	1	1	0	8	神奈川県 広島県 長崎県 [群馬県] 新潟県 山口県 [徳島県] 熊本県
IV	0	0	1	5	東京府 埼玉県 滋賀県 鹿児島県 栃木県
V	1	0	0	2	富山県 [岩手県]
VI	0	0	0	1	青森県
VII	0	1	0	1	香川県
VIII	0	1	1	1	佐賀県

備考：括弧で示された行政区画（道府県）は『全国方面委員名簿』（中央社会事業協会1928）に方面委員の「職業」が記載されていない行政区画（道府県）である。

外、「行政区画」の規模が市町村である。（1行政区画が該当）

〔類型VII〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が市町村である。（1行政区画が該当）

〔類型VIII〕設立当初における「組織の設立主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が道府県である。（1行政区画が該当）

表4からも理解できるように、①最初の組織を設立した主体、②設立当初の委員の名称、③設立当初の行政区画の規模という変数に基づく分析対象組織は、類型Iが最も多く、次いで類型II、類型III、類型IV、類型Vの順に複数の分析対象組織が含まれる。したがって、各類型に属する分析対象組織は共通の組織特性を有している可能性が高

い。一方、類型VI、類型VII、類型VIIIの分析対象組織は単独であり、固有の特徴を示す類型といえるだろう。

(2) 事例記録の内容類型と組織特性類型に基づく分類

前述した方面委員の組織特性類型と事例記録の内容類型（「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」「進展事例」）に基づき分類したところ、図1・2・3・4のような結果が得られた。

各図からも理解できるように「一般取扱」と「生業扶助」は1934（昭和9）年から事例記録が掲載されている。一方、「進展事例」は1935（昭和10）年、「軍事扶助」は1938（昭和13）年から事例記録が掲載されている。類型の名称は当該類型に属する事例記録の特徴を示しており、「生業扶助」の事例は救護法（1932年施行）が制度的基

図1 「一般取扱」に該当する方面委員の事例記録(1934—1942)

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
I	大阪府	1	I	沖縄県	3	I	大阪府	3	I	茨城県	13	I	山形県	14
I	静岡県	15	I	静岡県	13	I	千葉県	9	I	大阪府	21			
			I	千葉県	17	I	福岡県	4	I	静岡県	14			
			I	長野県	1	I	福岡県	2	I	千葉県	23			
			I	長野県	2				I	千葉県※	4			
									I	三重県	10			

※副題は「銃後美談」

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
II	岡山県	6	II	岡山県	20	II	岡山県	1	II	岡山県	12	II	岐阜県	10
II	岐阜県	5	II	岡山県	21	II	京都府	5	II	北海道	32	II	京都府	22
			II	岐阜県	9	II	京都府	10	II	宮城県	24	II	北海道	8
			II	兵庫県	12	II	北海道	12						
			II	福島県	14									
			II	北海道	16									

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
III	横浜市	2	III	熊本県	18	III	熊本県	1	III	広島県	26	III	山口県	5
III	熊本県	8	III	熊本県	19	III	長崎県	12						
			III	長崎県	22	III	新潟県	5						
			III	広島県	26	III	広島県	7						
			III	広島県	27	III	横浜市	2						
			III	横浜市	25									

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
IV	滋賀県	4	IV	鹿児島県	28	IV	埼玉県	3	IV	東京市	31			
IV	東京府	14	IV	埼玉県	10	IV	滋賀県	11						
			IV	埼玉県	11	IV	東京市	8						
			IV	滋賀県	23	IV	東京市	9						
			IV	滋賀県	24									

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
						V	富山県	7	V	富山県	7			
						V	富山県	11	V	富山県	11			
									V	富山県	15			

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
						VI	青森県	4						

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
									VII	香川県	27			

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
									VIII	佐賀県	18			

備考：西暦の列に示した数字は、事例記録(当該年発刊)に掲載された事例番号である。

図2 「生業扶助」に該当する方面委員の事例記録(1934-1942)

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
I	大分県	14	I	茨城県	6	I	大阪府	4	都市						
I	長野県	6	I	沖縄県	1	I	静岡県	6	都市						
			I	静岡県	8										
			I	長野県	2										

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
II	岡山県	11	II	岡山県	12	II	石川県	12	都市				II	京都府	1
II	宮城県	17	II	岐阜県	4	II	京都府	9	都市						
			II	京都府	13	II	北海道	3	農村						
			II	福島県	9										

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
III	熊本県	15	III	熊本県	11	III	神奈川県	2	農村	III	新潟県	3	III	熊本県	12
III	横浜市	1	III	広島県	16	III	長崎県	1	農村						
						III	広島県	8	都市						
						III	山口県	11	農村						
						III	横浜市	5	都市						

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
IV	埼玉県	2	IV	滋賀県	15	IV	鹿児島県	3	都市				IV	鹿児島県	3
IV	滋賀県	5				IV	鹿児島県	6	農村						
						IV	埼玉県	7	都市						
						IV	滋賀県	9	農村						
						IV	東京市	11	都市						

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
													V	富山県	7

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
						VI	青森県	8	農村						

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942

類型	行政区画	1934	類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1938	地域	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
			VIII	佐賀県	5								VIII	佐賀県	21

備考1) 西暦の列に示した数字は、事例記録(当該年発刊)に掲載された事例番号である。2) 「生業扶助」の事例記録が掲載された『方面委員叢書』各号に香川県(類型VII)の事例は掲載されていない。

盤である。また、「軍事扶助」の事例は軍事扶助法(1937年に軍事救護法改正・改称された法令)が制度的基盤であり、方面委員の事例記録も軍事扶助法施行(1937年)の翌年から掲載されている。

一方、事例記録の発刊初年次(1934年)から掲載されている「一般取扱」は、通時的に事例の特

徴が変容する可能性を示している。何故ならば、1937(昭和12)年に方面委員令が施行される1936(昭和11)年以前、「一般取扱」の事例に関する全国的な制度的基盤は存在しなかったからである(道府県・市町村の行政区画レベルの制度的基盤は存在していた)。したがって、「一般取扱」の事例は、1937(昭和12)年以降、方面委員令に何ら

図3 「軍事扶助」に該当する方面委員の事例記録(1938—1942)

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
I	千葉県	4	I	茨城県	14	I	大阪府	1	I	静岡県	13
I	千葉県	19	I	茨城県	18	I	長野県	30			
I	三重県	10	I	大阪府	1	I	福岡県	28			
			I	静岡県	7						
			I	奈良県	4						
			I	山形県	16						

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
II	京都府	7	II	岡山県	13	II	岡山県	16	II	石川県	17
II	京都府	8	II	兵庫県	15	II	兵庫県	22	II	岡山県	18
II	鳥取県	14	II	北海道	5						
II	鳥取県	15									
II	鳥取県	16									
II	兵庫県	17									
II	福島県	11									
II	福島県	12									
II	北海道	1									
II	北海道	2									
II	北海道	18									

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
III	長崎県	9	III	長崎県	21	III	熊本県	29	III	広島県	2
						III	長崎県	2			

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
IV	東京市	5	IV	鹿児島県	9						
IV	東京市	6	IV	滋賀県	8						
			IV	滋賀県	11						
			IV	東京市	2						
			IV	東京府	19						

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
			V	富山県	3						

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
			VI	青森県	6						

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942

類型	行政区画	1938	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941	類型	行政区画	1942
						VII	佐賀県	8			

備考1) 西暦の列に示した数字は、事例記録(当該年発刊)に掲載された事例番号である。
 2) 「軍事扶助」の事例記録が掲載された『方面委員叢書』第十一号～第十九号に香川県(類型VII)の事例は掲載されていない。

図4 「進展事例」に該当する方面委員の事例記録(1940)

類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
I	秋田県	5	I	大阪府	12	I	奈良県	5
I	大阪府	4	I	高知県	11	I	福岡県	6
I	沖縄県	2	I	静岡県	17			
I	静岡県	15	I	長野県	2			
I	長野県	1	I	奈良県	4			
I	奈良県	6	I	三重県	16			
I	福岡県	7						
I	三重県	18						
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
II	岡山県	21	II	石川県	8			
II	岐阜県	9	II	京都府	6			
II	京都府	22	II	鳥取県	19			
II	兵庫県	14						
II	福島県	16						
II	北海道	19						
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
III	熊本県	20	III	山口県	7			
III	広島県	27						
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
IV	埼玉県	12	IV	東京市	13			
IV	滋賀県	25	IV	東京府	10			
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
V	富山県	26						
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
VI	青森県	10	VI	青森県	18			
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
VII	香川県	11						
類型	行政区画	1935	類型	行政区画	1940	類型	行政区画	1941
VIII	佐賀県	11						

備考1) 西暦の列に示した数字は、事例記録(当該年発刊)に掲載された事例番号である。2) 「進展事例」の事例記録が掲載された『方面委員叢書第一六号』に香川県(類型VII)の事例は掲載されていない。

かの影響を受けている可能性が高いといえよう。

表5は「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」の事例記録が同一もしくは近似した時期の行政区画を抽出し、組織特性類型I～VIIIに基づき分類した結果である。

次節では、各類型の事例記録をテキスト・マイニングの方法によって分析する。なお、事例記録をテキスト型データとして扱う分析プロセスは以下のとおりである。

【組織特性類型別による分析プロセス】

表5 分析対象の行政区画

類型	o	n	w	分析対象の行政区画／分析した文献の発行年(分類)
I	1	1	1	大阪府／1938(一般取扱)、1940(軍事扶助)、1938(生業扶助)
II	1	0	1	京都府／1938(一般取扱)、1938(軍事扶助)、1938(生業扶助)
III	1	1	0	長崎県／1938(一般取扱)、1938(軍事扶助)、1938(生業扶助)
IV	0	0	1	東京府／1938(一般取扱)、1938(軍事扶助)、1938(生業扶助)
V	1	0	0	富山県／1941(一般取扱)、1940(軍事扶助)、1942(生業扶助)
VI	0	0	0	青森県／1938(一般取扱)、1940(軍事扶助)、1938(生業扶助)
VII	0	1	0	香川県／1941(一般取扱)
VIII	0	1	1	佐賀県／1941(一般取扱)、1941(軍事扶助)、1942(生業扶助)

備考：東京府には東京市の事例記録も含む(以下の記述も同様)。

①WordMiner[®](ソフトウェア)を用いたテキスト・マイニングにより、同じ行政区画における異なるタイプの事例記録(「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」のテキスト型データ。以下、本プロセスの説明で総称する場合はWordMiner[®]の表記に基づき「サンプル」という)を分析し、各サンプルのキーワード群を抽出する。

②WordMiner[®]の「多次元データ解析」機能を用いて、抽出したキーワード群に基づくサンプルのクラスター化を実行する。

③WordMiner[®]の「多次元データ解析」機能の「サンプルのメンバーシップ・リスト(サンプルの一覧)」を実行し、組織特性類型(類型I～VIII)別の特徴を観察する。

【事例記録のタイプ別による分析プロセス】

①WordMiner[®](ソフトウェア)を用いたテキスト・マイニングにより、同じタイプの事例記録における異なる所属組織類型(表4の類型I～VIII。以下、本プロセスの説明で総称する場合はWordMiner[®]の表記に基づき「サンプル」という)を分析し、各サンプルのキーワード群を抽出する。

②WordMiner[®]の「多次元データ解析」機能を用いて、抽出したキーワード群に基づくサンプルのクラスター化を実行する。

③WordMiner[®]の「多次元データ解析」機能の「サンプルのメンバーシップ・リスト(サンプルの一覧)」を実行し、タイプ(「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」)が異なる事例記録の特徴を観察する。

II. 事例記録の分析結果

1. 組織特性類型別による分析の結果

1938(昭和13)年から1942(昭和17)年の『方面叢書』各号に記載された各類型をテキスト・マイニングで分析した結果は表6(1)・(2)のとおりである。そこで、各類型におけるサンプルクラスターの特徴を分析する。

(1) 類型Iの特性

類型Iでは、「一般取扱」(1938)・「生業扶助」(1938)・「軍事扶助」(1940)の各事例が『方面叢書』に記載されている大阪府の事例記録をテキスト・マイニングで分析した。その結果、類型I(大阪府)は「一般取扱」事例・「生業扶助」事例のキーワード群で構成されるサンプルクラスター1と「軍事扶助」事例のキーワード群で構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル(すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル)は「生業扶助」事例(検定値0.23)であった。

既述したように、分析対象となる1938(昭和13)年以降の方面委員による実践は、救護法(1932年施行)や方面委員令・軍事扶助法(1937年施行)に影響を受けた可能性が高い。したがって、類型I(設立当初における「組織の設置主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が道府県)の事例記録(分析対象のテキスト型データ)は、方面委員令と救護法に影響を受けた可能性が高い(とりわけ救護法の影

表6(1) テキスト・マイニングで抽出した事例記録のキーワードに基づくクラスター類型①
(組織特性類型別)

類型Ⅰ (大阪府)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 2	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 1
1	「一般取扱」事例	「軍事扶助」事例
2	「生業扶助」事例	

類型Ⅲ (長崎県)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 2	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 1
1	「一般取扱」事例	「生業扶助」事例
2	「軍事扶助」事例	

類型Ⅱ (京都府)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 2	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 1
1	「一般取扱」事例	「軍事扶助」事例
2	「生業扶助」事例	

類型Ⅳ (東京府)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 1	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 2
1	「一般取扱」事例	「生業扶助」事例
2		「軍事扶助」事例

表6(2) テキスト・マイニングで抽出した事例記録のキーワードに基づくクラスター類型②
(組織特性類型別)

類型Ⅴ (富山県)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 1	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 2
1	「一般取扱」事例	「生業扶助」事例
2		「軍事扶助」事例

類型Ⅶ (香川県)

※一般取扱のみ (分析対象から除外)

類型Ⅵ (青森県)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 2	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 1
1	「一般取扱」事例	「生業扶助」事例
2	「軍事扶助」事例	

類型Ⅷ (佐賀県)

	サンプルクラスター1 クラスターサイズ: 1	サンプルクラスター2 クラスターサイズ: 2
1	「一般取扱」事例	「生業扶助」事例
2		「軍事扶助」事例

備考: 類型Ⅶ (香川県) は「一般取扱」事例 (1941) のみであるため、分析対象から除外した。

響が強い)「一般取扱」事例・「生業扶助」事例と救護法・軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い「軍事扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

(2) 類型Ⅱの特性

類型Ⅱでは、「一般取扱」(1938)・「生業扶助」(1938)・「軍事扶助」(1938)の各事例が『方面叢書』に記載されている京都府の事例記録をテキスト・マイニングで分析した。その結果、類型Ⅱ(京都府)は、「一般取扱」事例・「生業扶助」事

例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「一般取扱」事例（検定値0.09）であった。

したがって、類型Ⅱ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が道府県）の事例記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令・救護法に影響を受けた可能性が高い（とりわけ方面委員令の影響が強い）「一般取扱」「生業扶助」事例と軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い「軍事扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

（3）類型Ⅲの特性

類型Ⅲでは、「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」の各事例が『方面叢書』に記載されている長崎県の「一般取扱」事例（1938）・「生業扶助」事例（1938）・「軍事扶助」事例（1938）をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、類型Ⅲ（長崎県）は、「一般取扱」事例・「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「生活扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「軍事扶助」事例（検定値0.3）であった。

したがって、類型Ⅲ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が市町村）の事例記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令・軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い（とりわけ軍事扶助法の影響が強い）「一般取扱」「軍事扶助」事例と救護法に影響を受けた可能性が高い「生業扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

（4）類型Ⅳの特性

類型Ⅳでは、「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」の各事例が『方面叢書』に記載されている東

京府の「一般取扱」事例（東京市1938）・「生業扶助」事例（東京府1938）・「軍事扶助」事例（東京市1938）をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。

その結果、類型Ⅳ（東京府）は、「一般取扱」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「生活扶助」事例・「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター2の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「軍事扶助」事例（検定値0.11）であった。

したがって、類型Ⅳ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が道府県）の事例記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令に影響を受けた可能性が高い「一般取扱」事例と救護法・軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い（とりわけ軍事扶助法の影響が強い）「生業扶助」「軍事扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

（5）類型Ⅴの特性

類型Ⅴでは、当該類型で『全国方面委員名簿』（1928）に基づく職業分類でデータが存在する富山県の「一般取扱」事例（1941）・「生業扶助」事例（1938）・「軍事扶助」事例（1940）をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、類型Ⅴ（富山県）は、「一般取扱」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「生活扶助」事例・「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター2の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「生活扶助」事例（検定値0.09）であった。

したがって、類型Ⅴ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が市町村）の事例記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令に影響を受けた可能性が高い「一般取扱」事例と救護法・軍事扶助法に影響を受けた可能性が

高い（とりわけ救護法の影響が強い）「生業扶助」事例・「軍事扶助」によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

（6）類型Ⅵの特性

類型Ⅵでは、当該類型に唯一属する青森県の「一般取扱」事例（1938）・「生業扶助」事例（1938）・「軍事扶助」事例（1940）をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、類型Ⅵ（青森県）は、「一般取扱」事例・「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「生活扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「軍事扶助」事例（検定値0.22）であった。

したがって、類型Ⅵ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員以外、「行政区画」の規模が市町村）の事例記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令・軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い（とりわけ軍事扶助法の影響が強い）「一般取扱」「軍事扶助」事例と救護法に影響を受けた可能性が高い「生業扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

（7）類型Ⅷの特性

類型Ⅷでは、当該類型に唯一属する佐賀県の「一般取扱」事例（1941）・「生業扶助」事例（1942）・「軍事扶助」事例（1941）をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、類型Ⅷ（佐賀県）は、「一般取扱」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター1と「生活扶助」事例・「軍事扶助」事例のキーワードで構成されるサンプルクラスター2という特徴が示された。さらに、サンプルクラスター2の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は「軍事扶助」事例（検定値0.15）であった。

したがって、類型Ⅷ（設立当初における「組織の設置主体」が行政機関以外、「委員の名称」が方面委員、「行政区画」の規模が道府県）の事例

記録（分析対象のテキスト型データ）は、方面委員令に影響を受けた可能性が高い「一般取扱」事例と救護法・軍事扶助法に影響を受けた可能性が高い（とりわけ軍事扶助法の影響が強い）「生活扶助」「軍事扶助」事例によるクラスター構造が特徴といえるだろう。

2. 「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」における事例記録の特性

前述したように1938（昭和13）年以降の方面委員による実践は、救護法（1932）や方面委員令・軍事扶助法（1937）に影響を受けた可能性が高い。そこで、方面委員令（1937）に影響を受けた可能性が高い「一般取扱」事例、救護法（1932）に影響を受けた可能性が高い「生業扶助」事例、軍事扶助法（1937）に影響を受けた可能性が高い「軍事扶助」事例に分類し、方面委員の事例記録を分析した。その結果は以下のとおりである。

（1）「一般取扱」事例の特性

類型Ⅰ（1938）・類型Ⅱ（1938）・類型Ⅲ（1938）・類型Ⅳ（1938）・類型Ⅴ（1941）・類型Ⅵ（1938）・類型Ⅶ（1941）・類型Ⅷ（1941）の「一般取扱」事例をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、サンプルクラスター1（類型Ⅰ・類型Ⅵ）・サンプルクラスター2（類型Ⅷ）・サンプルクラスター3（類型Ⅱ）・サンプルクラスター4（類型Ⅲ）・サンプルクラスター5（類型Ⅶ）・サンプルクラスター6（類型Ⅴ）・サンプルクラスター7（類型Ⅳ）という7つのクラスター構造となった（表7）。

なお、複数の類型が属するサンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル（すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル）は類型Ⅰ（検定値0.08）であった。（表8）

（2）「生業扶助」事例の特性

類型Ⅰ（1938）・類型Ⅱ（1938）・類型Ⅲ（1938）・類型Ⅳ（1938）・類型Ⅴ（1942）・類型Ⅵ（1938）・類型Ⅶ（1942）の「生業扶助」事例をテキスト・マイニング（キーワード抽出）で分析した。その結果、サンプルクラスター1（類型Ⅰ）・サンプルクラスター2（類型Ⅳ）・サンプルクラスター3（類型Ⅱ・類型Ⅲ・類型Ⅵ）・サンプルク

表7 「一般取扱」事例のサンプルクラスター

	サンプルク ラスター1 クラスター サイズ: 2	サンプルク ラスター2 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター3 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター4 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター5 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター6 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター7 クラスター サイズ: 1
1	類型Ⅰ	類型Ⅷ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	類型Ⅶ	類型Ⅴ	類型Ⅳ
2	類型Ⅵ						

表8 サンプルクラスター1に属するサンプル(類型)の検定値

	SEQ	検定値	類型・道府県
1	[00000001]	0.08	Ⅰ大阪
2	[00000006]	0.6	Ⅵ青森

表9 「生業扶助」事例のサンプルクラスター

	サンプルク ラスター1 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター2 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター3 クラスター サイズ: 3	サンプルク ラスター4 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスター5 クラスター サイズ: 1
1	類型Ⅰ	類型Ⅳ	類型Ⅱ	類型Ⅷ	類型Ⅴ
2			類型Ⅲ		
3			類型Ⅵ		

表10 サンプルクラスター3に属するサンプル(類型)の検定値

	SEQ	検定値	類型・道府県
1	[00000002]	0.37	Ⅱ京都
2	[00000003]	0.3	Ⅲ長崎
3	[00000006]	0.57	Ⅵ青森

ラスター4(類型Ⅷ)・サンプルクラスター5(類型Ⅴ)という5つのクラスター構造となった(表9)。

なお、複数の類型が属するサンプルクラスター3の検定値が最も小さいサンプル(すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル)は、類型Ⅲ(検定値0.3)であった。(表10)

(3) 「軍事扶助」事例の特性

類型Ⅰ(1940)・類型Ⅱ(1938)・類型Ⅲ(1938)・類型Ⅳ(1938)・類型Ⅴ(1940)・類型Ⅵ(1940)

・類型Ⅷ(1941)の「軍事扶助」事例をテキスト・マイニング(キーワード抽出)で分析した。その結果、サンプルクラスター1(類型Ⅰ・類型Ⅲ)・サンプルクラスター2(類型Ⅳ)・サンプルクラスター3(類型Ⅱ・類型Ⅵ)・サンプルクラスター4(類型Ⅷ)・サンプルクラスター5(類型Ⅴ)という5つのクラスター構造となった(表11)。

このうち、サンプルクラスター1の検定値が最も小さいサンプル(すなわち当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル)

表11 「軍事扶助」事例のサンプルクラスター

	サンプルク ラスタ-1 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスタ-2 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスタ-3 クラスター サイズ: 3	サンプルク ラスタ-4 クラスター サイズ: 1	サンプルク ラスタ-5 クラスター サイズ: 1
1	類型 I	類型 IV	類型 II	類型 VIII	類型 V
2	類型 III		類型 VI		

表12 サンプルクラスター1・3に属するサンプル(類型)の検定値

1: サンプルクラスター1

	SEQ	検定値	類型・道府県
1	[00000001]	0.1	I 大阪
2	[00000003]	0.38	III 長崎

3: サンプルクラスター3

	SEQ	検定値	類型・道府県
1	[00000002]	0.26	II 京都
2	[00000006]	0.34	VI 青森

は類型 I (検定値0.1)、サンプルクラスター3の検定値が最も小さいサンプルは類型 II (検定値0.26)であった(表12)。

Ⅲ. 分析結果の検討

組織特性類型(類型Ⅶの香川県を除く)の分析結果では、①類型 I (大阪府)・類型 II (京都府)、②類型 III (長崎県)・類型 VI (青森県)、③類型 IV (東京府・東京市)・類型 V (富山県)・類型 VIII (佐賀県)が同じクラスター類型の組み合わせである。このうち当該サンプルクラスターの検定値が最も小さいサンプル(当該クラスターの重心に近く、そのクラスターに特徴的なサンプル)も一致する組み合わせは「軍事扶助」事例が共通する②類型 III (長崎県)・類型 VI (青森県)である。一方、①類型 I (大阪府)・類型 II (京都府)は当該クラスターに特徴的なサンプルが一致しない。また、③類型 IV (東京府・東京市)・類型 V (富山県)・類型 VIII (佐賀県)は、類型 IV (東京府・東京市)と類型 VIII (佐賀県)の2類型が「軍事扶助」事例で一致する。したがって、組織特性類型(類型Ⅶの香川県を除く)の分析結果は、組織特性類型(実践に対する外在的要因: ④所属組織の特性)の側面から、方面委員による実践の内在的諸要素(①実践主体、②実践の対象者、③実践の内容、④実践の目的、⑤実践の方法)に対する外在的要因(①方面委員に関連する政策)の関連性と特徴を示している。

一方、「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」で類型化した事例記録の分析結果は、関連政策・制度(実践に対する外在的要因: ①方面委員に関連する政策)の側面から、方面委員による実践の内在的諸要素(①実践主体、②実践の対象者、③実践の内容、④実践の目的、⑤実践の方法)に対する外在的要因(④所属組織の特性)の関連性と特徴を示している。たとえば組織特性類型(類型Ⅶの香川県を除く)の分析結果で「軍事扶助」事例が共通する②類型 III (長崎県)・類型 VI (青森県)を比較した場合、「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」で類型化した事例記録の分析結果(表7~表12)は異なるクラスター構造である。

今後は、本稿と同様のプロセスで他の事例記録(『方面委員叢書』各号に記載された事例記録)を分析し、上記の分析結果を論及する必要がある。

注

- 1) ①一般取扱: 本稿では、『方面委員叢書第一号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1934)の「取扱事件に関する実例」、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1935)の「一般取扱事件に関する実例」、『方面委員叢書第十号 一般取扱実話(方面委員取扱)』(全日本方面委員連盟1938)、『方面委員叢書第十三号 一般取扱実例(方面委員取扱)』(全日本方面委員連盟1940)、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』(全

日本方面委員連盟1941)の「一般取扱」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』(全日本方面委員連盟1942)の該当事例を「一般取扱」と総称する。

②生業扶助：本稿では、『方面委員叢書第一号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1934)の「生業扶助に関する実例」、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1935)の「生業扶助に関する実例」、『方面委員叢書第九号 生業扶助実話(方面委員取扱)』(全日本方面委員連盟1938)、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1941)の「生業援護」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』(全日本方面委員連盟1942)の該当事例を「生業扶助」と総称する。

③軍事扶助：本稿では、『方面委員叢書第十一号 軍事扶助実話(方面委員取扱)』(全日本方面委員連盟1938)、『方面委員叢書第十二号 軍事援護実例(方面委員取扱)』(全日本方面委員連盟1940)、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1941)の「軍事援護」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』(全日本方面委員連盟1942)の該当事例を「軍事扶助」と総称する。

④進展実例：本稿では、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』(全日本方面委員連盟1935)の「近隣の状況に鑑み方面委員として特に発達を促せる社会事業に関する実例」および『方面委員叢書第十六号 方面委員取扱進展実例集』(全日本方面委員連盟1940)に記載された事例記録(テキスト型データ)を「進展実例」と総称する。

2) 質的比較分析(鹿又・ほか2001: 5-6)は「2値の変数を分析する方法である。従属変数、複数の独立変数は、それぞれがある条件に該当しているか否か(条件が存在しているか欠如しているか)をあらわす」という。そして「条件の存在を1、欠如を0として、データを整理する。この1と0であらわした表を真理表という。この真理表では、各行に、独立変数(原因条件)のそれぞれ異なる組合せ、そしてその独立変数値のもとでの結果現象が存在するか否かをあらわす従属変数の値(1か0)をあたえる(中略)。次いで、条件が存在する場合は大文字、条件が欠如する場合は小文字で、各変数のアルファ

ベットを表記」し、論理式(大文字もしくは小文字のアルファベットで構成された式)であらわす。さらに、ブール代数に基づき論理式を縮約し、分析する方法が質的比較分析である。本稿は、方面委員による組織特性類型を分析する際、上記の質的比較分析における論理式までの過程を活用した。

3) 表2「各行政区画(47道府県)を単位とした方面委員組織の特性」の補足説明は以下のとおりである。1)「行政区画」の配列は「最初の組織が設立された年」の順序である。3)「規程の改定等(設立～方面委員令施行)」の年は当該組織が規程を改定(廃止・新設も含む)した年を示す。但し、全国規模でおこなわれた1932(昭和7)年の救護法実施に関する改定(救護委員の設置)は除く。4)表中の①: 設立当初における「組織の設立主体」が行政機関(道府県・市町村)である場合は1、行政機関以外の組織である場合は0を示す。5)表中の②: 設立当初における「委員の名称」が方面委員である場合は1、方面委員以外の場合は0を示す。6)表中の③: 設立当初における「行政区画」の規模が道府県である場合は1、市町村である場合は0を示す。

文 献

- 中央社会事業協会(1928)『全国方面委員名簿』中央社会事業協会
- 日本地域福祉学会編(2006)『新版地域福祉事典』中央法規出版(井岡: 75-76、小松: 272-273)
- 鹿又伸夫・野宮大志郎・長谷川計二編著(2001)「質的比較分析」ミネルヴァ書房
- 坪井真(2007)「方面委員による実践の歴史研究—先行研究のレビューと『全国方面委員名簿』(1928)に基づく職業特性の分析—」『城西国際大学紀要・福祉総合学部』15(3)、21-49
- 全国民生委員児童委員協議会(1988)『民生委員制度七十年史』全国民生委員児童委員協議会
- 全日本方面委員連盟(1934)『方面委員叢書第一号 方面委員取扱実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟(1935)『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟(1938)『方面委員叢書第九号 生業扶助実話(方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟(1938)『方面委員叢書第十号 一般取扱実話(方面委員取扱)』全日本方面委員連盟

- 全日本方面委員連盟（1938）『方面委員叢書第十一号軍事扶助実話（方面委員取扱）』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟（1940）『方面委員叢書第十二号軍事援護实例（方面委員取扱）』全日本方面委員連盟。
- 全日本方面委員連盟（1940）『方面委員叢書第十三号一般取扱实例（方面委員取扱）』全日本方面委員連盟。
- 全日本方面委員連盟（1940）『方面委員叢書第十六号方面委員取扱進展实例集』全日本方面委員連盟。
- 全日本方面委員連盟（1941）『方面委員叢書第十七号方面委員取扱实例集』全日本方面委員連盟。
- 全日本方面委員連盟（1941）『方面事業二十年史』遠藤興一解説（1997）「戦前期社会事業基本文献集54」日本図書センター
- 全日本方面委員連盟（1942）『方面委員叢書第十九号方面委員取扱实例集まごころの記録』全日本方面委員連盟